

消費生活センターからの お知らせ

平成 25 年
9 月 24 日発行
No. 5

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい詐欺トラブルなどについての情報を皆さまにお伝えしています。

こんな相談ありました！

「火災保険が使える」という 住宅修理契約トラブル

家に訪問してきた知らない業者に、「自然災害で壊れた箇所はないか。火災保険で修理できる。」と言われた。去年の雪で壊れた屋根を自己負担無しで修理できるのなら、と思いその場で契約した。

しかし、やはりなじみの業者に工事をお願いしようと思い、解約を申し出たら高額な解約料を請求されてしまった。



相談員からのアドバイス

電話や訪問で、火災保険を使った住宅修理工事を勧誘され、必要のない修理をされたり、保険金がおかなかったりするトラブルが起きています。

自然災害による住宅の損害が火災保険の補償対象になる場合がありますが、まずは保険会社に確認をしましょう。

また、工事を依頼する際は、複数の業者から見積もりを取るとよいでしょう。

安易に契約
しないで！



老若男女を問わず

ワンクリック詐欺などの ネット関連のトラブルが増えています！

事例 1 「無料」だと思って閲覧していたアダルトサイトで「18歳以上」というボタンを押したとたん、登録になり高額な料金を請求する画面がパソコンの画面に張り付いた！

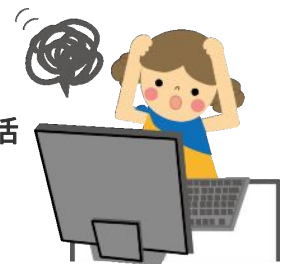
事例 2 ネットで商品を注文したが、届いた商品が注文したものと違った。相手に電話やメールで訴えても対応してくれない！

ネットでサイトなどを利用するときは、利用規約等をよく確認しましょう。

また、ネット通販利用時は、申込み画面等を保存して

おきましょう。

もしトラブルにあってしまったら、消費生活センターに相談してください。



発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通 2 - 2 - 6 ながおか市民センター 2 階

電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30

